

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の実施について

資料3

1 こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度」）を創設する。

①対象児童

0歳6か月～満3歳未満の未就園児（保育所、認定こども園等に通っていないもの）

②保護者の就労要件

保護者の就労要件なし

③実施場所

保育所、幼稚園、認定こども園※

④利用時間

1か月あたり10時間（上限）

⑤利用料

1時間あたり300円程度（予定）

※ その他家庭的保育事業所、小規模保育事業所、地域子育て支援拠点、企業主導型保育事業所、認可外保育施設、児童発達支援センター等

2 国の動向等

- 「こども未来戦略」(令和5年12月閣議決定)において「こども誰でも通園制度」を位置づけ。
- 令和6年6月に「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」(令和6年法律第47号)が公布され、「こども誰でも通園制度」(乳児等通園支援事業)が創設。
- 令和7年度から子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」の1つとして制度化され、令和8年度から新たな給付制度として全国の自治体で実施する予定。

【本格実施に向けたスケジュール】

令和6年度

○ 制度の本格実施を見据えた試行的事業
・118自治体に内示（令和6年8月30日現在）
※年末までに令和7年度の事業内容（人員・設備の基準等）の方針について決定。

令和7年度

○ 法律上制度化（地域子ども・子育て支援事業）
・自治体の判断において実施
※年末までに令和8年度の事業内容（給付の詳細等）の方針について決定。

子ども・子育て支援交付金（財源割合 国3/4 市1/4）

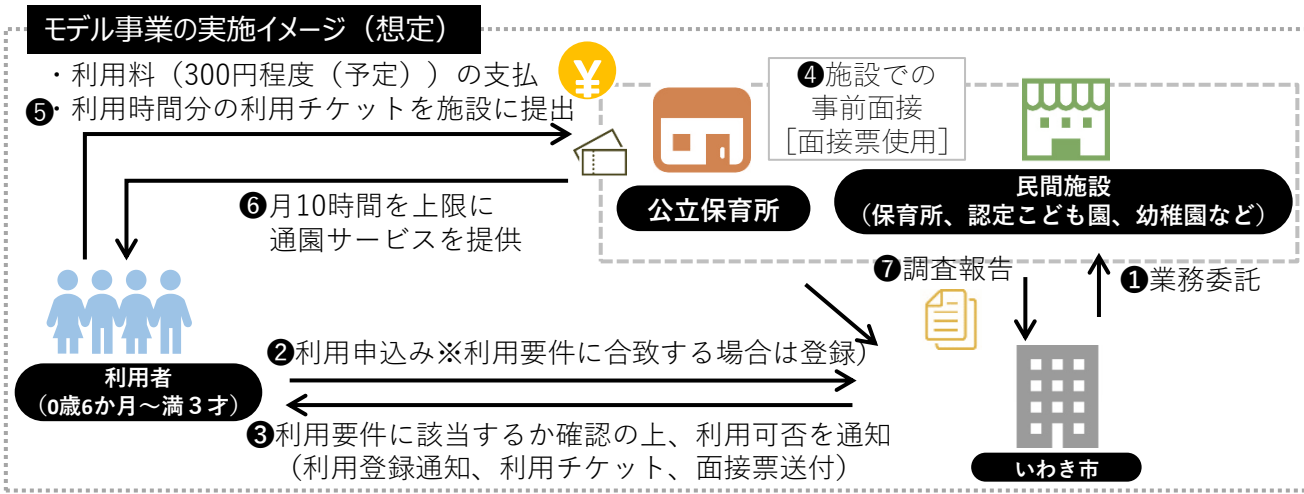
令和8年度

○ 法律に基づく新たな給付制度
・全自治体で実施

子ども・子育て支援法に基づく財政措置（財源割合 国1/2 県1/4 市1/4）

3 本市の令和7年度の取組

- こども誰でも通園制度スタートアップ事業の実施
令和8年度からの本格実施に向けて、事業の課題・問題点等を分析するスタートアップ事業を実施する。（事業完了後に施設から調査結果を報告）【公立1施設・民間1施設で実施予定】。
※ なお、民間施設はモデル事業の実施前に認可手続が必要
- 基準条例の制定(市が乳児等通園支援事業所を認可するための基準(人員や設備、保育室の面積等)を定める条例)
児童福祉法第34条の16に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの(スタートアップ事業実施前)。
- 確認基準条例の制定(乳児等通園支援給付費の支給を受ける施設が遵守すべき運営基準(利用開始、乳児等通園支援の提供、管理・運営等)等)
令和8年度から乳児等通園支援給付費を支給するにあたって市が施設を確認するための基準を定める。



4 スケジュール

令和7年4月	公立保育所での実施場所の選定
令和7年5月	会計年度任用職員(保育士)の募集・面接・採用
令和7年7月～8月	実施事業者公募・認可
令和7年9月～	こども誰でも通園制度の利用申し込み受付開始
令和7年10月	事業開始(利用児童の受け入れ)
令和8年1月	調査結果の報告・検証

5 本格実施に向けた課題・検討事項

- 誰でも通園制度と現在保育所等で実施している一時預かり事業(*)は、事業が類似していることから、利用者への周知にあたり、事業目的や対象者等の整理が必要。

*一時預かり事業：
パート就労等により断続的（週3日程度）に家庭で保育ができない場合や冠婚葬祭等により緊急・一時的に保育ができない場合などに、就学前の子どもを預かる事業
【対象者】市内に居住し、普段保育所等を利用していない満1歳から小学校入学前までの児童
- 保育士不足により待機児童が生じている（令和6年4月1日現在）ため、事業実施にあたり保育士等の確保が課題。